

令和2年度（実施分）主な税制改正のお知らせ

○ ふるさと納税制度の見直し

過度な返礼品を送付する一部の地方団体にふるさと納税（都道府県・市区町村に対する寄附金）が集中する状況が見られたことから、これを是正するため、総務大臣が地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定することとなりました。

①寄附金の募集を適正実施する地方団体

②返礼品を送付する場合には、返戻品の返戻割合を3割以下とすること及び返戻品を地場産品とすること。

なお、この改正は、令和元年6月1日以後に支出された寄附金について、適用されます。

※ ふるさと納税の対象とならない地方団体（以下、「指定外団体」という。）に対して寄附金を支出した場合、所得税の寄附金控除と市・県民税の10%の税額控除（基本控除分）については、引き続き適用されることとなります。

※ 指定外団体は、ワンストップ特例制度の対象外となりました。

○ 消費税引上げに伴う住宅ローン控除適用期間の延長

所得税において、消費税率の引上げに際し、需要変動を平準化するため等の観点から、消費税率10%が適用される住宅取得等（以下、「特別特定取得」という。）について、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合（住宅の取得等の日から6月以内に自己の居住の用に供した場合に限ります。）、住宅ローン控除期間が現行の10年間から13年間へと3年間延長されることとなりました。

市・県民税においては、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除可能額について、翌年度分の市・県民税から控除限度額の範囲内で減額することとされていますが、特別特定取得につきましては、所得税の住宅ローン控除期間が延長されることとなった11年目から13年目までの住宅ローン控除可能額についても、所得税と連動して、減額の対象となりました。

なお、今回の措置は、消費税率2%の引上げによる負担増に着目して行われたものであるため、11年目から13年目までの各年における住宅ローン控除可能額は、次のいずれか小さい額となります。

- 1 建物購入価格（注）× 2% ÷ 3
- 2 住宅ローン年末残高× 1%

（注）建物購入価格には、消費税額及び地方消費税額の合計額を含みません。
また、土地等の取得価格を含みません。